

# 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令について（概要）

## 1 制定理由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 95 号）の施行に伴い、様式等について所要の規定の整備を行う。

## 2 改正内容

退職手当の一部支給制限制度の創設に伴い、別記様式第一（表面）中、現行の「⑮退職時に支給された退職手当」を「⑮退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に改める。ただし、その金額が支給制限されたものかを明示するため、説明欄に支給制限の有無について記載することとする。

また、別記様式第一（別紙）中、「3 所属庁等の長からの働きかけによるもの」中に、「懲戒免職等処分」、「国家公務員法第 76 条の規定による失職（同法第 38 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職」、「国家公務員法第 78 条第 1 号又は第 3 号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分」を追加し、「具体的事情記載欄（所属庁等の長用）」には、処分に至った具体的事情について記載することとする。

## 3 施行期日

施行期日は平成 21 年 4 月 1 日とする。